会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたので、
お知らせいたします。

草加八潮医師会

（別添）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問１　令和２年５月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和５年 11 月 10 日付けで薬事承認された「イムノエースＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２　Ｓａｌｉｖａ　Ⅱ」（株式会社タウンズ）及び「キャピリアＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２　Ｓａｌｉｖａ　Ⅱ」（株式会社タウンズ）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和５年 11 月 10 日より保険適用となる。

№156

826号